毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、

休日の翌日

目 次

則

○大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があっ○公金の徴収の事務を委託した件 ○廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定により指定区域を指定す る件 告

○人にやさしいまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

○地籍調査に関する事業計画を定めた件 た件

○県営土地改良事業計画を定めた件 ○県営土地改良事業計画を変更した件

島

○保安林の指定をする件

福

○保安林の指定を解除する予定である旨通知があった件

○保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件

○道路の区域を変更する件

○水防警報を発する河川を指定した件

○土地区画整理組合の解散を認可した件

公

○土地改良区の役員が就任した旨届出があった件

○浸水想定区域を指定した件 ○土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件

○一般競争入札を行う件

福島県公安委員会

○道路交通法による指定講習機関として指定した件

規 則

233

人にやさしいまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和五年五月十六日

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県規則第三十九号

人にやさしいまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

のように改正する。 人にやさしいまちづくり条例施行規則(平成七年福島県規則第五十一 号 0) 一部を次

別表第一の第一の表7の項及び別表第一の第四の表4の項中「第29※」を「第31※第

」に改める。

この規則は、 附 公布の日から施行する。

(障がい福祉課)

亦

七第一項の規定により、同項の指定区域として次の区域を指定する。この指定に係る関 福島県告示第三百三十六号 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 .面は、福島県県中地方振興局県民環境部環境課に備え置いて縦覧に供する。 (昭和四十五年法律第百三十七号) 第十五条

係図 令和五年五月十六日

福島県知事

内

堀

雅

雄

毫毫景景景景景景景高高

指定する区域

指定する区域の埋立地の区分

須賀川市長沼字永光院二十二番六の一部

第十二条の三十一第二号に規定する埋立地

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則

(昭和四十六年厚生省令第三十五号)

(一般廃棄物課

福島県告示第三百三十七号

公金の徴収の事務を次のとおり委託した。 令和五年五月十六日

팯

- 委託した事務の範囲及び内容
- 受託者の名称及び所在地
- 公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定により、

福島県知事

内

堀

雅

雄

福島ロボットテストフィールドの使用料の徴収事務

2

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっ

(変更後)ICHII,SロシナンテMARKET福島西店

= 徴収の事務を委託する期間 福島県福島市中町一番十九号 令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで

(次世代産業課)

株式会社只野石油

福島県福島市笹谷字城場六の十三

代表取締役 只野

福島県相馬市中村字泉町一番地の五

チームたかのは株式会社

福島県告示第三百三十八号

県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び福島市総務部総務課市民情報室 模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和五年五月十 に備え置いて縦覧に供する。 六日から同年九月十六日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、

令和五年五月十六日

福島県知事 内 堀 雅

七番地の一ほか I C H I , I 大規模小売店舗の名称及び所在地 SロシナンテMARKET福島西店 福島県福島市八島田字勝口三 十

報

二 変更した事項

1

大規模小売店舗の名称

(変更前)

いちい八島田店

ては代表者の氏名 変更前) 株式会社いちい

代表取締役 伊藤 信弘

福島県福島市さくら一丁目二番地の

福

花の店フローラ

君子

福島県福島市笹谷字城場六の十三

代表取締役 佐藤 株式会社レパコ 純啓

株式会社只野石油 福島県福島市下鳥渡字八幡塚三

一番地の三

代表取締役 只野 泰正

福島県相馬市中村字泉町 一番地の五

株式会社いちい

(変更後)

一番地の

代表取締役 伊藤

花の店フローラ 福島県福島市さくら一丁目

雄 四 **令和五年四月十四日**

 \equiv

変更した年月日

岐阜県大垣市外淵二丁目三十八番地

株式会社セリア

代表取締役

阿部

福島県福島市万世町五の三十八第八佐藤ビル

一階

代表取締役社長

河合

映治

届出年月日

令和五年四月二十 一日

株式会社いちい 届出をした者

Ŧi.

(商業まちづくり課)

福島県告示第三百三十九号

年度における地籍調査に関する事業計画を次のとおり定めた。国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第六条の三第二 |項の規定により、

令和五

令和五年五月十六日

福島県知事 内 堀 雅

雄

会津若松市	塙町	白河市	天栄村	郡山市	伊達市	福島市	調査を行う者の名称
南千石町第三	湯岐四	九番町	大里第二九 大里第三〇	舞木 青木葉 笹川第九	梁川第一九 八幡第一 粟野第一	大波第一八 大波第一九	調査地域
同	同	同	同	同	同	令和六年三月三一日	調査期間

縦覧の期間

土地改良事業計画書の写し

縦覧に供する書類

令和五年五月十七日から

年六月五日まで

(二十日間)

喜多方市	磐見第一二	间
湯川村	松川	正
会津美里町	八重松	正
南会津町	中荒井第四 中荒井第五	正
いわき市	下永井B	同

(農村計画課)

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十七条第一項の規定により、福島県告示第三百四十号 ため土地改良事業計画を定めた。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。 原地区に係る県営農村地域防災減災事業(用排水施設等整備(湛水防除事業))を行う **令和五年五月十六日**

福島県知事 内 堀 雅

雄

(農村計画課)

福島県告示第三百四十一号

三

縦覧の場所

桑折町役場

地区に係る県営農山村地域復興基盤総合整備事業(中山間地域総合整備事業)を行うた めの土地改良事業計画を変更した。この変更後の関係書類を次のとおり縦覧に供する。 土地改良法 令和五年五月十六日 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第八十八条第一項の規定により、 永谷

福島県知事 内 堀 雅

雄

縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書の写し

縦覧の期間

令和五年五月十七日から

同 年六月五日まで (二十日間)

縦覧の場所 田村市役所

三

福島県告示第三百四十二号

のように保安林の指定をする。 森林法(昭和二十六年法律第二 |百四十九号) 第二十五条の二 第 一項の規定により、 次

農村計画課

福島県知事

内 堀

雅 雄 令和五年五月十六日

九二一から九二六まで、九二八から九三〇まで 八一の一、八八二の一、八九〇の一、八九〇の二、八九一、八九二、八九八、八九九、 六から八一二の八まで、八一三、八一四、八一五の一、八一九の一、八八○の一、八 八〇六、八〇七、八〇八の一、八〇八の二、八〇九、八一〇、八一一の一、八一二の 九五の一から七九五の三まで、七九六の一から七九六の三まで、七九七の一から七九 ○七、字前原一一九、一二一、一二三、小高区井田川字南新田七二八の二、七二九の 五四から一五七まで、字北向一〇三、一〇四、一〇五の一、一〇五の二、一〇六、一 四二の二、一四三の一から一四三の三まで、一四四から一五二まで、一五三の一、八の一、八九、一三八、一三九、一四〇の一、一四〇の二、一四一、一四二の一、 八の一、八九、一三八、一三九、一里つつ・、一丁つ)・、一の二〇、一一四の二一、字北川原一九四から一九七まで、字広町八六、八七の一、八の二〇、一一四の二一、字北川原一九四から一九七まで、字広町八六、八七の一 七の三まで、八○四の一、八○四の五、八○四の六、八○五の一から八○五の三まで、 九二の三まで、七九三の一から七九三の三まで、七九四の一から七九四の六まで、七 で、七八七の一、七八八の一、七八九の一、七九〇の一、七九一、七九二の一から七 三八まで、七三九の二、七四〇の二、七四一の二、七四二の二、七八〇から七八六ま 二、七三〇の二、七三一の二、七三二の二、七三三の三、七三四の一、七三五から七 南相馬市小高区角部内字入羽和形一五二の三、一五二の四、

二 指定の目的 潮害の防備

指定施業要件

- 立木の伐採の方法
- 主伐は、択伐による。
- 準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、 南相馬市森林整備計画で定める標
- 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 「次のとおり」は、省略し、 次のとおりとする。 その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保

全課及び南相馬市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

六六六四の一四まで、六六六四の一七、六六六四の一八、六六六四の二〇、六六六

福島県告示第三百四十三号

安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。 (昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、 次のように保

令和五年五月十六日

福島県知事

内

堀

雅 雄

七四の六〇、一七四の六三、一七四の六五 解除予定保安林の所在場所 いわき市川前町下桶売字荻九一の四七、字志田名 一七四の五四、 七四の五七、

保安林として指定された目的

水源の涵養

解除の理由 指定理由の消滅

三

(森林保全課

福島県告示第三百四十四号

二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林 水産大臣から通知があった。 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第

令和五年五月十六日

福島県知事 内 堀 雅 雄

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 耶麻郡磐梯町大字大谷字二子山一二三五の一から一二三五の四まで、 字西二子山

一二四三、大字磐梯字古城ケ峯六六五四の一から六六五四の六まで

福

保安林として指定された目的

水源の涵養

変更後の指定施業要件

3

立木の伐採の方法

- 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (2)準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、 磐梯町森林整備計画で定める標
- 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

字銅根畑六六六四の一から六六六四の五まで、六六六四の七、六六六四の一○から 耶麻郡磐梯町大字磐梯字東道根畑六六五五の二、六六五五の三、六六五五のイ、

> のケ、六六五三のフ、六六五三の子、字箱岩六六五六の一、六六五六の四、六六五 四の二二から六六六四の二四まで、 五三のツ、六六五三のナ、六六五三のム、六六五三のノ、六六五三のヤ、六六五三 の二、六六五三のホ、六六五三のへ、六六五三のト、六六五三のリ、六六五三のヌ、 五三の二三、六六五三の二五、六六五三の二八、六六五三の二九、六六五三の三一 二六まで、六六五六の三二から六六五六の三七まで、六六五六の三九から六六五六 六の六、六六五六の一一から六六五六の二二まで、六六五六の二四から六六五六の 六六五三のル、六六五三のワ、六六五三のカ、六六五三のタ、六六五三のソ、六六 から六六五三の三四まで、六六五三のイ、六六五三のロ、六六五三のハ、六六五三 六六六四のエ、字道根畑六六五三の一三、六六五三の一六、六六五三の一八、六六 へ、六六六四のチ、六六六四のヨ、六六六四のタ、六六六四のツ、六六六四のナ、 六六六四の二六、六六六四の二七、六六六四の

保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

- 立木の伐採の方法
- 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (2) 準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、 磐梯町森林整備計画で定める標
- 間伐に係る森林は、次のとおりとする
- 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

全課及び磐梯町役場に備え置いて縦覧に供する。) 「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保

(森林保全課)

福島県告示第三百四十五号

課及び福島県県南建設事務所で令和五年五月十六日から二週間一般の縦覧に供する。 て道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計 、道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道につい

令和五年五月十六日

福島県知事 内 堀 雅 雄

県道石川	路線名	į.
西白河郡矢	×	
吹町神田南	間	1
変更前	の 変 更 別 後	更
七・七~	(メートル)	敷地の幅員
	(x .	延
三八・九	トル)	長

木戸川

右左岸

双葉郡楢葉町大字上小塙字中川原地内から海まで 双葉郡楢葉町大字大谷字海法地内から海まで 河川

名

区

237

公

告

四

設立認可の年月日 事業の完成

<u>Б</u>.

解散認可の年月日

令和五年五月十六日

平成二十九年十一月二十八日

三

解散の理由

事務所の所在地

伊達市高子駅北地区土地区画整理組合

土地区画整理組合の名称

伊達市保原町上保原字大地内四十四番地

福			
島県告示第		矢吹縍	
福島県告示第三百四十六号	一〇番一地	司 「郡司」丁申日南一二三番七地先から	
	変更後		
	一八・二	八	

二三八・九

(道路計画課

第384号

発する河川として、次の河川を指定する。 水防法(昭和二十四年法律第百九十三号)第十六条第一項の規定により、 水防警報を

令和五年五月十六日

福島県知事 内 堀 雅

雄

域

(河川整備課)

福島県告示第三百四十七号

地区画整理組合の解散について、 土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第四十五条第二項の規定により、 次のとおり認可した。 土

令和五年五月十六日

雄

福島県知事 内 堀 雅

(まちづくり推進課)

公告第八十八号

八:二

とおり土地改良区の役員が就任した旨届出があった。 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十七項の規定により、

次の

福島県知事

内

堀

雅

雄

令和五年五月十六日

市地改良区の名称

白河市東土地改良区

就任した役員

役別 氏名

鈴 木 憲昭 白河市東釜子字本町九八番地

(農村計画課)

次の

公告第八十九号

とおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十七項の規定により、

令和五年五月十六日

福島県知

事

内

堀

雅

雄

一地改良区の名称

退任した役員 穴堰水系土地改良区

役別 北澤 氏名

同同監同同同同同同問理 事 田﨑 敏昭 米男 同 郡同 村大字関和久字上町九○番地西白河郡泉崎村大字関和久字上町九○番地西白河郡泉崎村大字関和久字上町六二番地住所

稲本

弥 和 敏 七 也 昭

薄 佐井 川 飛知和 力 光雄 西白河郡中島村大字二子塚字浦山三六番地白河市東蕪内字岩沢六三番地 同同同同同

菊 鈴 円 地 木 谷 輝美 忠信 清寿 同同

> 郡泉崎村大字関和久字愛宕町二六八番地 村大字北平山字堂ノ下三七番地

村大字北平山字新田八四番地 村大字関和久字富内九一番地 村大字関和久字新六二四番地三 村大字関和久字瀬知房一四番地

飛知和 白河市東蕪内字岩沢五九番地

氏名

同同同西白 河郡泉崎村大字関和久字富内九一番地 郡同 村大字関和久字瀬知房 村大字関和久字松ケ沢一二番地 一四番地

役別 就任した役員

同同同理 田 佐﨑 川 佐藤 雄利敏弥一治昭七

郡郡同同 村大字関和久字上町六二

村大字北平山字堂ノ下三六番地村大字関和久字福田一五九番地

同同監同同同同 事

松野薄円岡菊鈴川内井谷部地木 光忠重一義雄信久良弘

西白河郡中島村大字二子塚字浦山白河市東蕪内字狐久保二五番地同 村大字北平山字堂ノ同 郡同 村大字北平山字堂ノ 西白河郡中島村大字二子塚字荷前橋二 白河郡泉崎村大字泉崎字桎内 白河郡泉崎村大字北平山字新田八四番 Щ 三六番

地地地

公告第九· 十号

この指定に係る図面は、福島県土木部河川港湾総室河川整備想定される区域及び浸水した場合に想定される水深を定めた。 浸水した場合に想定される浸水の継続時間並びに水防法施行規則川に係る洪水浸水想定区域を指定し、指定の区域、浸水した場合に 務所企画管理部管理課に備え置いて閲覧に供する 第四十四号)第二条第四号に規定する計画降雨により当該河川 水防法 五年五月十六日 韶 和 ·四年法律第 福島県土木部河川港湾総室河川整備課及び福島県相双建設事 省九 士 号 第十四条第 浸水した場合に想定される水深及び 一項第一号の規定により、 が氾濫した場合に浸水が (平成十二年建設省令

報

島

県

福島県知 事 内

(河川 堀 (整備課) 雅

雄

公告第91号

W T O に 基 づ く 政 府 調 達 に 関 す る 協 定 の 適 用 を 受 け る 物 品 等 の 購 入 に つ い て 、 次 の と おり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を 定める政令(平成7年政令第372号)第6条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第 17号。以下「財務規則」という。) 第274条の3第1項の規定により公告する。

令和5年5月16日

福島県知事 内 堀 雅 雄

(農村計画

課

- 入札に付する事項
 - 調達をする物品等の名称及び数量 電界放出型走查型電子顕微鏡 一式
 - 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
 - 令和6年3月29日(金) 納入期限
 - 納入場所 福島県ハイテクプラザ 研究管理棟4階 構造解析室
- 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要 な資格の確認を受けた者であること

- 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号のいずれにも該 当しない者であること
- 福島県の物品購入(修繕)競争入札参加有資格者名簿に登載されている者又は開 札時までに福島県の物品購入(修繕)競争入札参加資格を取得している者であるこ と。
- (3) 物品購入(修繕)一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から入札の日 ま で の 間 に 福 島 県 か ら 物 品 の 買 入 れ 又 は 修 繕 に 係 る 参 加 資 格 制 限 を 受 け て い な い こ
- この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績が あり、かつ、確実に納入できること。
- 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の物品購入(修繕)一般競争入札参加資格確認申 請書に、2の⑷に掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和5年6月12日

(月)午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格 の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、令和5年6月12日(月)午 後5時まで必着とする。

郵 便 番 号 960-8670 福島 県 福島 市 杉 妻 町 2 番 16号

福島県出納局入札用度課

電 話 024-521-7413

契約条項を示す場所及び期間

3 に掲げる場所において令和 5 年 5 月 16日 (火) から同年 6 月 12日 (月) まで (土 曜日及び日曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで

- 入札書の提出場所等
 - (1) 入札書の提出場所、入札説明書の配布場所及び問合せ先 3に掲げる場所に同じ。 なお、郵送による入札説明書の配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大 き さ の 用 紙 20枚 が 入 る 程 度 の 大 き さ で 、 所 定 の 料 金 分 の 切 手 を 貼 っ た 宛 先 明 記 の 返 信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで令和5年5月25日(木)午後5時までに 必着で請求すること。
 - 入札説明会の日時及び場所 令和5年5月25日(木)午後1時30分 局入札用度課
 - 入札及び開札の日時及び場所 令和5年6月30日(金)午前11時 福島県出納局 入札用度課 (郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、同月 29日 (木) 午後5時までに必着のこと。)
- 入札保証金及び契約保証金
 - 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額(消費税及び地方消費税 を含む。)の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、 財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全 部又は一部の納付を免除する。
 - 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなけ ればならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合にお いては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 入札に参加を希望する者に要求される事項

こ の 入 札 に 参 加 を 希 望 す る 者 は 、 開 札 日 の 前 日 ま で の 間 に お い て 、 提 出 し た 書 類 に 関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示 す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

- その他
 - (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分 の 10 に 相 当 す る 額 を 加 算 し た 金 額 (当 該 金 額 に 1 円 未 満 の 端 数 が あ る と き は 、 そ の 端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係 る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110 分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を 行った者を落札者とする。
 - (4) 契約書作成の要否
 - 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県知事は、福島県政府調達苦 情検討委員会(福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱(平成8年福島県告示第320 号) 第1条に規定する委員会をいう。)から契約停止の要請を受けた場合は契約の 執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。
 - (6) その他 詳細は、入札説明書による。
- Summary
 - (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Field-Emission Scanning Electron Microscope 1 set
 - Time-limit of tender (by hand): 11:00 a.m., 30 June 2023
 - Time-limit of tender (by mail): 5:00 p.m., 29 June 2023
 - (4) Contact point for the notice: Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima 960-8670 Japan TEL 024-521-7413

(入札用度課)

福

福島県公安委員会告示第42号

道路交通法 (昭和35年法律第105号) 第108条の4第1項の規定により、指定講習機関として次のとおり指定した。

令和5年5月16日

福島県公安委員会委員長 山 本 真 一

1 指定講習機関として指定した者の名称及び住所並びに代表者の氏名並びにその者が特定講習の業務を行う事務所の名称及び所在地

名称 有限会社双葉自動車学校

住所 福島県双葉郡浪江町大字高瀬字小高瀬廹198番地3

代表者の氏名 長沼 克往

事務所の名称 ふたば自動車学校

事務所の所在地 福島県双葉郡浪江町大字高瀬字小高瀬廹198番地3

2 特定講習の種別

取消処分者講習

3 指定年月日

令和5年4月13日

(運転免許課)

リサイクル適性 (A) この印刷物は、印刷用の紙へ リサイクルできます。